

## 堺市景観条例改正（案）の概要

### 1. 景観条例の役割

堺市景観条例は、良好な景観形成に向けての基本的な姿勢を明示し、市の総合的な景観施策を進めるために、景観法に基づく景観計画の策定など、景観施策に関する必要な事項を定めた総合的な条例

#### 堺市景観条例

- 市の景観施策に取り組む基本的姿勢を明示
- 市独自の景観施策を規定
- 景観計画など景観法の施策の運用に関して必要な事項を規定

#### 景観施策の展開

市独自の景観施策と法に基づく施策との組み合わせにより、総合的に展開

##### ○市独自施策

- ・重点的に景観形成を図る地域
- ・景観形成推進団体
- ・良好な景観形成の取り組みを支援

##### ○景観法に基づく主な施策

- ・景観計画
- ・景観地区
- ・景観重要建造物・重要樹木の指定

### 2. 景観条例改正（案）の構成

第1章 総則	条例の趣旨と各主体の責務 ○目的／○各主体の責務
第2章 景観の形成	景観形成に関する施策の枠組み ○景観計画の策定 ○重点的に景観形成を図る地域に関する事項
第3章 行為の届出等	届出対象行為や届出手続など ○事前協議／○行為の届出に関する事項 ○特定届出対象行為／○勧告の手続／○変更命令の手続
第4章 景観重要建造物 景観重要樹木	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定による景観資源の保全
第5章 景観地区	景観地区に関する事項
第6章 景観形成推進団体	良好な景観形成を推進する組織の認定
第7章 表彰及び支援	良好な景観形成の取り組みの啓発・支援
第8章 景観審議会 景観審査委員会	・景観形成に関する重要事項の調査審議 ・勧告・変更命令等の処分の適否の審査
第9章 雑則	